

## 高架下パークOMACHI 利用規約

2023年4月1日制定

本利用規約はジェイアール東海静岡開発株式会社(以下「静岡開発」という)とYYDO(以下「管理者」という)においてイベントを開催する全ての個人、団体(以下「利用者」という)との間で、高架下パークOMACHI(以下「当施設」という)についての利用に関し定めたものです。

利用者は鉄道の公共性と安全の確保の重要性について認識し、火災や事故が発生しないように細心の注意を払うと共に、本利用規約を遵守し、イベントスペース「高架下パークOMACHI」を利用してください。

### 【施設概要】

住 所 : 静岡市葵区黒金町28-1

面 積 : 416㎡

設 備 : 照明・音響備品・椅子・テーブル等 ※別紙図面、備品リスト参照

営業時間 : 準備撤収時間含み8時～23時(※イベント開催時間は最長22時までとなります)

### 【利用料金】

#### 基本料金

平日	税別 50,000円	準備撤収含み8時間
土日祝	税別 100,000円	準備撤収含み8時間

※地域に寄与するイベント等、特別割引の料金にてご案内することもございます。

※延長時間は1時間税別10,000円

### 【キャンセル料金】

利用日の前日・当日	利用料金に定めた100%の金額
利用日から30日以内	利用料金に定めた50%の金額
利用日から30日以前	利用料金に定めた10%の金額

### 【注意事項】

- ・スペース内にトイレはありませんので、ASTY静岡内のトイレをご利用ください
- ・鉄道高架下のため電車の通過音、振動が発生します
- ・隣接ライブハウスの音漏れが発生することがあります
- ・発生したゴミは、各自お持ち帰りいただきますようお願いいたします
- ・キッチンカー以外での火気の利用はできません。IH機器、電気機器をご利用ください

#### 【禁止事項】

- ・法令または本利用規約に抵触する、またはその恐れのある催事の実施
- ・大音量、異臭、景観を損なう装飾など、周辺施設及び周辺住民の迷惑となる内容
- ・宗教活動、ネットワークビジネス、政治活動、社会活動を宣伝、拡大する内容と認められる行為
- ・他者のプライバシー、財産権、著作権、その他の権利を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- ・他者への誹謗中傷や不利益を与える行為、またはその恐れがある行為
- ・裸火に該当する火気及びこれを使用する設備器具の使用（※キッチンカー車両内での利用は可能）
- ・大量の煙が発生する調理やスモーク演出
- ・管理者の許可を得ないイベント内容の実施
- ・周辺道路や通路上への車両の駐停車など、周辺交通の妨げとなる行為
- ・当施設の全部または一部を第三者へ転貸し、または使用させること
- ・本契約に基づく権利を第三者へ譲渡または担保の用に供すること
- ・当施設内で利用者名義以外の営業、または広告等を行うこと
- ・施設、設備等を汚損、破損させる恐れのある行為
- ・周辺住民等の迷惑となるような行為
- ・公序良俗に反すると管理者が判断する行為
- ・その他静岡開発及び管理者により管理・運営上、不適切と認められる行為

JR東海、静岡開発及び管理者が上記の事項に該当すると判断した場合は、ご利用申し込みの前後に関わらず、ご利用をお断りします。当施設の利用中であっても、当施設利用の予約解除または利用承認の取り消し、利用の停止を致します。

その結果、利用者に損害が応じる場合であっても管理者は一切の責を負いません。

#### 【誓約事項】

##### 1 JR東海の運転保安の確保及び安全について

- (1)利用者は、JR東海または静岡開発が行う鉄道施設物の保守またはその他事業で必要な場合、全面的に協力し、利用者が使用している施設内への立ち入り調査等に対しても異議なく応じる。
- (2)利用者は、前号の場合において、JR東海、静岡開発または管理者により催事場の移設、変更若しくは明渡し意思表示、催事の中止要請があったときは、異議なくこれに応じる。
- (3)利用者は、催事の開催にあたり、防火、防犯体制を整えるとともに、非常時の連絡体制について事前に管理者に報告するとともに、緊急連絡先について相互に情報提供を行う。
- (4)利用者は、物品の保管について、常に整理整頓に努め、特に可燃物を保管する際には、消火器の設置や防火設備を整えると共に、防火シートで保護するなど防火に努める。

## 2 催事開催に伴う遵守事項

- (1)食品を提供する場合には、利用者自らが静岡市の露店営業許可を取得しているか、同許可を取得している事業者を実施させることとし、催事中の衛生管理については、利用者が責任をもって指導・監督を行う。
- (2)利用者は、催事の開催にあたり、近隣施設に配慮するとともに、催事開催中の音量及び来場者のマナー等について、十分な注意を払う。万一、催事開催中に近隣より苦情があった場合には、管理者へ報告する。
- (3)利用者は、施設の使用に関し、JR東海、静岡開発または管理者または第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償する。
- (4)利用者は催事の実施に伴い社会通念上必要と判断される損害保険、生産物賠償責任保険に加入する。  
キッチンカー内以外で火気の利用はしない。
- (5)設備内容、隣接施設、高架下特有の振動、騒音を十分に理解し施設を利用する。

## 3 危険物等の使用及び保管禁止

利用者は事前に使用目的により承認されたもの以外に下記のものを使用及び保管しないこと。

- (1)爆発物(火薬、プロパンガス、ガソリン等)
- (2)裸火に該当する火気及びこれを使用する設備器具
- (3)毒物(ヒ素、水銀等)、劇物(塩酸、硫酸、鉛化合物等)
- (4)化学製品(塗料、ポリエチレン、ナイロン、タイヤ等)
- (5)産業廃棄物
- (6)公衆衛生上有害なもの及び臭気を発するもの
- (7)その他JR東海、静岡開発または管理者が危険物と認めるもの

### 【品質保証及び表示等】

- (1)利用者は商品に関して、その品質・安全性、商品自体に付した表示に瑕疵・欠陥のないこと、また、関係法令等の規定に違反していないことを管理者に対して保証するとともに、静岡開発または管理者から請求を受けたときは、静岡開発または管理者の要求する機関の品質保証書、検査合格書等を提出しなければならない。
- (2)利用者は、商品に関係法令に定められた表示を付さなければならない。

### 【品質、安全性等に関する紛争処理等】

- (1)利用者は、商品の品質、安全性に関して、顧客及び第三者から苦情及び異議の申し立て、あるいは訴訟等があったときは、利用者の責任と負担において解決するものとする。
- (2)利用者は、前項の紛争を処理解決するにあたり、その方法について静岡開発または管理者の意向を尊重するとともに、経過を随時甲に報告するものとする。
- (3)紛争処理等で、管理者が損害を被った場合は、利用者がその一切を負担するものとする。

#### 【反社会的勢力等の排除】

利用者は、静岡開発または管理者に対し、利用申込時又は将来にわたって、利用者又は利用者の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者(以下併せて「利用者ら」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)ではなく、以下の各号に掲げる暴力団等との関係をいずれも有しないことを誓約する。

- (1)暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる関係
- (2)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係
- (3)暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- (4)暴力団等との社会的に非難されるべき関係

#### 【反社会的勢力等の排除に伴う契約の解除】

次の各号のいずれかに該当した場合は、静岡開発または管理者は何らの通知・催告を要せず、直ちに当施設の利用についての全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)利用者らが、暴力団等であるとき。
- (2)利用者らが、前条に掲げる暴力団等との関係を有することが判明したとき。
- (3)利用者らが、自ら又は第三者を利用して、管理者に対し、暴力的要求行為をしたとき。
- (4)利用者らが、自ら又は第三者を利用して、管理者に対し、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (5)利用者らが、自ら又は第三者を利用して、管理者に対し、詐術、暴力的又は脅迫的な言動をしたとき。
- (6)利用者らが、自ら又は第三者を利用して、管理者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
- (7)利用者らが、自ら又は第三者を利用して、管理者の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
- (8)利用者が本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。

静岡開発または管理者が前項の規定に基づいて、当施設の利用を取消した結果により、利用者に損害が生じたとしても、管理者はこれによる一切の損害を賠償しない。

#### 【利用の中止・解除】

静岡開発または管理者は、以下に該当する場合、何らかの通知・催告を要せずに、直ちに利用者による当施設の利用を中止することができるものとし、これに対し利用者は異議を申し立てることはできない。

- (1)利用者が本規約に違反したとき。
- (2)利用料金を期限までに支払わなかった場合。
- (3)利用者が営業停止、営業許可もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (4)利用者が手形の不渡りを出し、又は差押え、仮押え、仮処分、破産、民事再生又は再生の手続きの開始、会社整理の開始の申し立てをし、もしくは申し立てを受けたとき。
- (5)利用者の商品又は利用者の販売員の行為等により、管理者の信用を失墜させたとき。
- (6)関係官公庁、JR東海等から公共性若しくは鉄道運行の安全確保のため、明け渡しの要求を受けたとき。
- (7)その他管理者または利用者において、当施設の利用継続に著しい支障をきたしたとき。

#### 【免責事項】

地震・火事・風水害等の偶発事項、その他静岡開発または管理者の責に帰さない事由により、当施設の利用に支障が発生して、これにより利用者が損害を被った場合、静岡開発または管理者は賠償の責に任じない。

#### 【イベントスペース利用に関する疑義の解決】

本規約に定めのない事項又は本規約の条項について疑義が生じたときは、静岡開発・管理者・利用者で協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

#### 【管轄裁判所】

当施設の利用に関する訴訟については、静岡開発の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。